

ひらしん電子記録債権サービスの機能改善に関する

ご案内について

株式会社全銀電子債権ネットワークは、でんさいネットサービスの利便性向上のため、次のとおりサービス機能を改善いたします。

1. サービス機能改善予定日

平成28年4月18日（月）

2. サービス機能改善内容（詳細は、別紙を参照ください）

(1) 支払サイトの長期化

記録可能な支払サイト（発生日から支払期日までの最大期間）を現行の1年から10年に長期化します。

(2) 分割・譲渡記録予約中の分割記録取消

分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来するまでの間（予約期間中）に譲受人が当該記録を取り消した場合、譲渡人が予約期間中に分割記録を取り消すことを可能とします。

(3) 分割・譲渡記録予約中の債権金額表示

分割・譲渡記録の予約期間中に、譲受人が「でんさい」の情報を確認した場合、分割後の債権金額を表示します。

問合せ先 平塚信用金庫事務統括部

電 話 0120 - 220 - 670

受付時間 平日 9:00～17:00

支払サイトの長期化

1. 機能改善内容

発生記録および変更記録（支払期日の変更）により電子記録することができる、発生日（発生記録の電子記録年月日）から支払期日までの最大期間を、「1年」から「10年」に長期化いたします。

2. 機能改善イメージ



<留意点等>

- (1) 設備投資等で、支払サイトが長期に及ぶ取引を行う場合でも、「でんさい」での支払が可能となります。
- (2) また、上記(1)支払において、支払期日別の「でんさい」の発生記録を纏めて請求することで、割賦手形と同様の支払いも可能となります（複数の発生記録を纏めて請求する場合は、標準フォーマットや一括請求機能をご利用いただくと便利です）。
- (3) 支払サイトを1年として発生記録した「でんさい」を延長する場合、口座間送金決済中止および新たな「でんさい」の発生記録の請求の手続きが必要でしたが、機能改善後は、変更記録（支払期日の変更）の請求のみで対応することが可能となります。
※支払期日の変更記録は、オンラインで承諾を得る場合は支払期日の7銀行営業日前までに、書面で承諾を得る場合は支払期日の3銀行営業日前までに請求していただく必要があります。
※既に記録されている「でんさい」についても、サービス機能改善予定日以降に支払期日の変更記録を請求することにより、支払サイトを10年に延長することができます。

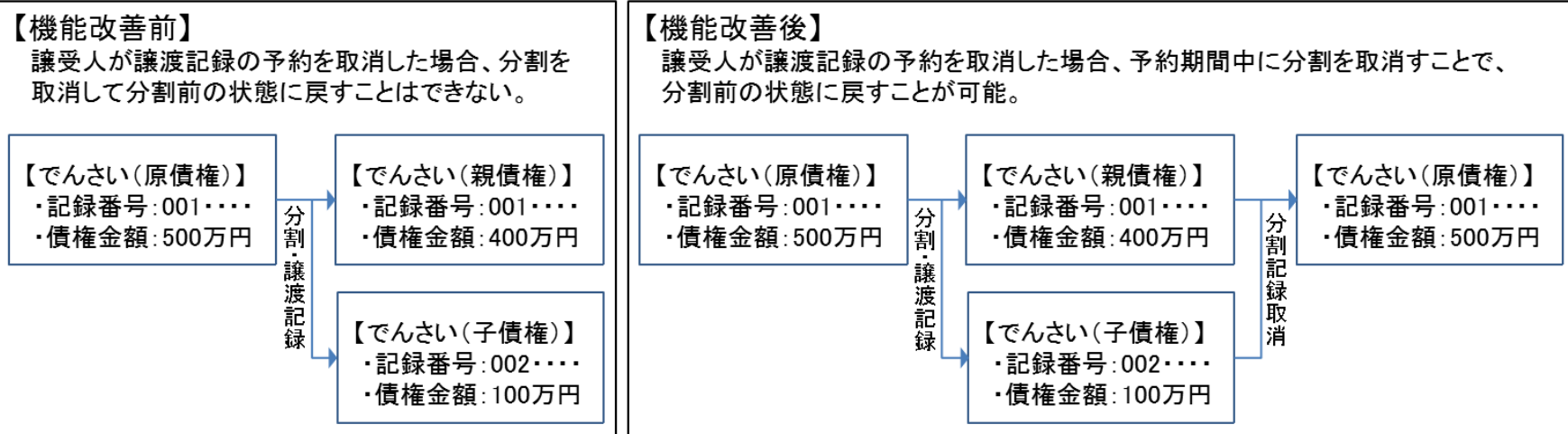
分割・譲渡記録予約中の分割記録取消

1. 機能改善内容

分割・譲渡記録の予約期間中（分割・譲渡記録の請求日から電子記録年月日が到来するまでの間）に譲受人が譲渡記録を取消した場合において、譲渡人が予約期間中に限り分割記録を取消することを可能とします。

※分割・譲渡記録とは、分割記録（「でんさい」を親債権と子債権の2つに分割する記録）と譲渡記録（子債権を譲渡する記録）を行うものです（分割記録は、手形にはない、「でんさい」（電子記録債権）特有の機能です）。

2. 機能改善イメージ



<留意点等>

- (1) 分割・譲渡記録の電子記録年月日が到来した場合は、譲渡人から分割記録の取消はできません。
- (2) 譲渡人が、電子記録年月日が到来するまでの間に分割・譲渡記録の取消を行った場合は、分割前の状態に戻ります。

分割・譲渡記録予約中の債権金額表示

1. 機能改善内容

分割・譲渡記録における譲受人が、予約期間中に、「でんさい」の情報をインターネットバンキング等から債権情報を照会した場合、分割後の子債権の記録番号および債権金額を表示します。

2. 機能改善イメージ

500万円の「でんさい」（債務者 A 社・債権者 B 社）について、C社を譲受人として 100 万円を分割・譲渡する記録の予約請求が行われた後、C社（譲受人）が予約期間中に債権情報を照会した場合の表示例（表示項目は抜粋）。

	予約期間中【機能改善前】 分割・譲渡記録前（原債権）の 債権情報が表示されます	予約期間中【機能改善後】 記録番号・債権金額のみ、分割・譲渡後 （子債権）の債権情報が表示されます	予約日到来後【参考】 分割・譲渡記録後（子債権）の 債権情報が表示されます
記録番号	0123456789ABCDEFGH01	0123456789ABCDEFGH02	0123456789ABCDEFGH02
発生日	2015/5/1	2015/5/1	2015/5/1
支払期日	2015/6/1	2015/6/1	2015/6/1
債権金額	¥5,000,000円	¥1,000,000円	¥1,000,000円
譲渡記録回数	0回	0回	1回
分割記録回数	0回	0回	1回
保証記録回数	0回	0回	1回
債権者／法人名	B株式会社	B株式会社	C株式会社
債権者／記録住所	神奈川県横浜市…	神奈川県横浜市…	千葉県千葉市…
債務者／法人名	A株式会社	A株式会社	A株式会社
債務者／記録住所	東京都千代田区…	東京都千代田区…	東京都千代田区…
保証人／法人名	—	—	B株式会社
保証人／記録住所	—	—	神奈川県横浜市…

<留意点等>

- (1) A社およびB社が、予約期間中に債権情報を照会した場合は、変更ございません（分割・譲渡記録前の債権情報が表示されます）。
- (2) B社が、予約期間中に分割・譲渡記録の内容を確認する場合は、分割・譲渡記録の請求内容の照会で確認願います。
- (3) インターネットバンキング等での債権情報および請求内容の照会方法は、金融機関により異なりますので、窓口金融機関にお問い合わせください。